資料

(個人所得課税の国際比較)

主要四カ国の所得税制の主な改正内容

アメリカ

〔レーガン政権〕

1981年~1989年

1981 年 経済再建租税法

- 所得税率の引き下げ(14%~70%→11%~50%)
- 税率ブラケット等に対するインデクセーションの導入

• 1986 年 税制改革法

- 税率構造の簡素化、最高税率の引き下げ(11%~50%→15%、28%)
- 人的控除の段階的拡充(1986 年:1,080 f_ル→1989 年:2,000 f_ル)
- 高所得者に対する人的控除の逓減措置

〔H.W.ブッシュ政権〕

1989年~1993年

〔クリントン政権〕

1993年~2001年

• 1990 年 歳入調整法

- 所得税の最高税率の引き上げ(15%、28%→15%、28%、31%)

• 1993 年 歳入調整法

- 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ (15%、28%、31%→15%、28%、31%、36%、39.6%)
- 1997 年 納税者負担軽減法
 - 児童税額控除の導入(1998 年:400 ^ドル)
 - 長期キャピタルゲインに係る税率を軽減(15%、28%→原則 10%、20%)

〔W.ブッシュ政権〕

2001年~2009年

・ 2001 年 経済成長と減税調整法

- 所得税率の段階的引き下げ (15%、28%、31%、36%、39.6%→10%、15%、25%、28%、33%、35%)

2001年~2009年

[W.ブッシュ政権] · 2001 年 経済成長と減税調整法

- 高所得者に対する人的控除の逓減措置の段階的縮小
- 児童税額控除の段階的拡充(500 1,→1,000 1,)

・ 2003 年 雇用と経済成長のための減税調整法

- 2001 年ブッシュ減税(所得税の税率引き下げ、児童税額控除の拡充)の前倒し
- 長期キャピタルゲインに係る税率を段階的に軽減(10%、20%→0%、15%)
- 配当に係る税率を段階的に軽減(総合課税→0%、15%)

〔オバマ政権〕

2009 年~

2011 年 予算教書(提案中)

- 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ $(10\%, 15\%, 25\%, 28\%, 33\%, 35\% \rightarrow 10\%, 15\%, 25\%, 28\%, 36\%, 39.6\%)$
- 配当・長期キャピタルゲインに係る最高税率の引き上げ $(0\%, 15\% \rightarrow 0\%, 15\%, 20\%)$
- 高所得者に対する人的控除の逓減措置の復活

イギリス

〔サッチャー政権〕

1979 年~1990 年

- 1979 年~1981 年 所得課税から消費課税へ
 - 税率累進構造を緩和、一方で課税ベースを拡大
 - 基礎控除、税率ブラケット等のインデクセーションを凍結(=実質的な増税)
- ・ 1988 年 税制の簡素化・不公平の除去
 - 税率累進構造をフラット化(6 段階→2 段階)
- ・ 1990 年 課税単位・所得控除の見直し
 - 夫婦合算単位課税から個人単位課税へ変更、夫婦者控除(所得控除)の創設

[メージャー政権]

1990年~1997年

- ・ 1992 年 軽減税率の導入(20%)
- ・ 1990 年~1994 年 夫婦者控除の見直し
 - 控除方法、方式(所得控除→税額控除)の見直し、控除額の縮減

〔ブレア政権〕

1997年~2007年

- ・ 1999 年~2001 年 夫婦者控除から給付付き税額控除(給付)への移行
 - 夫婦者控除等の廃止(2000年)、就労世帯税額控除(1999年)(いわゆる給付付き税額控除) 及び(旧)児童税額控除(給付無し)(2001年)の導入(就労・子育て支援)
- ・ 2003 年・2006 年 給付付き税額控除の改革
 - 全額給付の給付付き税額控除の導入
 - ・就労世帯税額控除 → 就労税額控除(全額給付の給付付き税額控除)
 - ・(旧)児童税額控除 → 児童税額控除(全額給付の給付付き税額控除)

〔ブラウン政権〕

2007年~

- 2008 年 税制の簡素化(税率構造の見直し3段階→2段階)
- ・2010年 高所得者に対する増税(予定)
 - 15 万ポンド超の課税所得に対する最高税率(50%)の新設
 - 収入が 10 万ポンド以上の者に対する基礎控除額の減額

3

「コール政権〕

1982 年~1998 年

- 1983 年 児童控除の再導入(児童手当(給付)との併用可)
 - 1975 年以降廃止されていた児童控除の復活
- · 1990 年 所得税減税
 - 所得税率の引き下げ(22%~56% → 19%~53%)、累進構造の緩和
 - 税率不適用所得の額を引き上げ
 - 被用者控除、必要経費概算控除、クリスマス控除を被用者概算控除に一本化
- ・1991年 所得税・法人税に対する付加税の導入
 - 一年限りの時限措置(当初)であったが恒久化(1995 年)された
- ・1996 年 児童控除と児童手当の併用廃止→選択適用制度へ移行

1998 年~2005 年

- [シュレーダー政権]: 1999 年~2000 年 所得税減税(二段階)
 - 所得税率の引き下げ(25.9%~53% → 22.9%~51%)
 - 税率不適用所得の額を引き上げ
 - 1999 年~2005 年 所得税減税(三段階)
 - 所得税率の引き下げ(22.9%~51% → 15%~42%)
 - 税率不適用所得の額を引き上げ
 - ・2002 年 配当課税について法人税との調整方法の見直し
 - 完全インピュテーション方式から配当所得一部控除方式(受取配当の一定割合を課税所得に 算入)へ変更

〔メルケル政権〕

2005年~

- 2007 年 所得税の最高税率の引き上げ(42%→45%)
- ・ 2009 年 金融所得に対する課税方法の変更(総合課税→分離課税)
- · 2009 年~2010 年 所得税減税(二段階)
 - 所得税の最低税率の引き下げ(15%→14%)
 - 税率不適用所得の額を引き上げ

フランス

〔ミッテラン政権〕

1981 年~1995 年

- ・ 1983 年~1994 年 税制の簡素化
 - 所得税の最高税率の引き上げ・引き下げ(60%→65%→58%→56.8%)(1983 年~1994 年)
 - 所得税率の累進構造をフラット化(12 段階→6 段階)(1994 年)
- 所得税付加税(所得税額の10%)の創設(1982年)・廃止(1986年)
- ・ 1991 年 一般社会税の創設
 - 収入に対し比例税率 1.1%を適用→税率の引き上げ 2.4%(1993 年)

〔シラク政権〕

1995年~2007年

- ・1997年~2007年 所得税率の引き下げ、一般社会税率の引き上げ
 - 所得税率の一貫した引き下げ (1997年:12%~56.8% → 2007年:5.5%~40%)
 - 一般社会税率の累次の引き上げ (給与収入に係る税率 1995年:2.4% → 1997年:3.4%→ 1998年:7.5%)
- 1996~2005 年 社会保障関連諸税の創設・拡充
 - 1996 年 社会保障債務返済税(0.5%)を導入
 - 1998 年 社会税の導入(資産性収入に対し比例税率 2%を適用)
 - 2005 年 社会税付加税(0.3%)を導入
- ・2001年 給付付き税額控除の導入
 - 雇用のための手当(いわゆる給付付き税額控除)の導入
- 2007年 給与所得控除の廃止

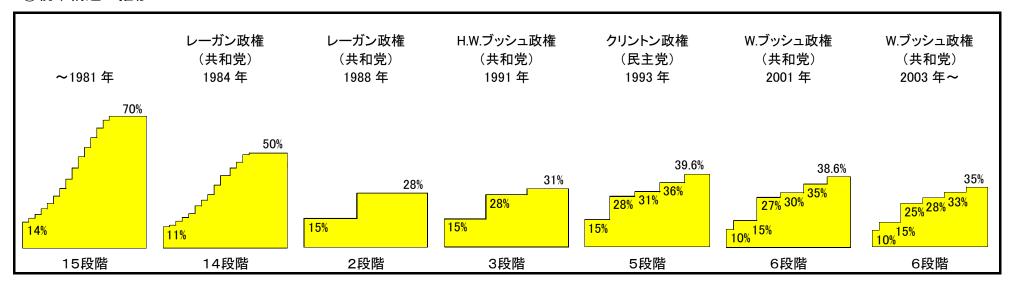
〔サルコジ政権〕

2007年~

- ・ 2007 年 超過勤務に係る所得税及び社会保険料の免除
 - 超過勤務に係る所得税、一般社会税等及び被用者負担の社会保険料の免除
- 2008 年 金融所得に対する課税方法及び税率の変更
- ・ 2009 年 所得税減税、社会税付加税率の引き上げ
 - (単年度措置)低・中所得者に対する所得税減税(勤労世帯の家計支援)
 - 社会税付加税率の引き上げ(0.3%→1.4%)

アメリカ 所得税制の変遷

①税率構造の推移



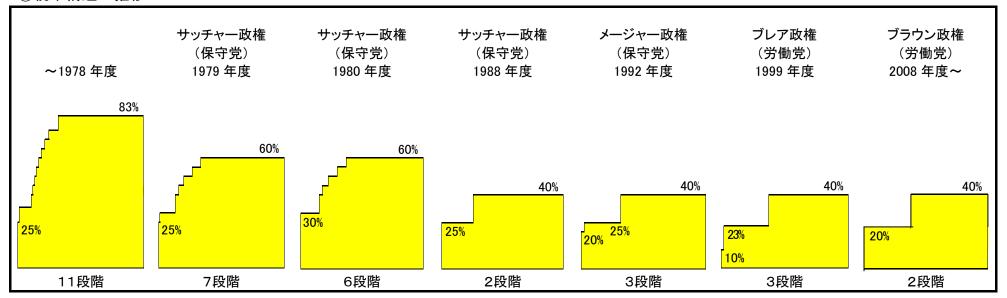
②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	198	0 年	199	90 年	2000) 年	20	10 年
課税方式	申告	納税	申担	計納税	申告領	納税	申台	告納税
課税単位	個人単位又は夫	長婦単位選択制	個人単位又は夫	-婦単位の選択制	個人単位又は夫勢	婦単位の選択制	個人単位又は判	長婦単位の選択制 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい
納税者に係る 控除等(注)	概算控除 人的控除	3,400 ドル 1,000 ドル	概算控除 人的控除	5,450 ドル 2,050 ドル	概算控除 人的控除	7,350ドル 2,800ドル	概算控除 人的控除	11,400 ドル 3,650 ドル
配偶者に係る 控除等	人的控除	1,000 ドル	人的控除	2,050 ドル	人的控除	2,800ドル	人的控除	3,650 ドル
被扶養親族に 係る控除等	人的控除	1,000 ドル	人的控除	2,050 ドル	人的控除 児童税額控除	2,800 ドル 500 ドル	人的控除 児童税額控除	3,650 ドル 1,000 ドル
地方税	ニューヨーク州和	兑率 2~14%	ニューヨーク州利	兑率 4~7.875%	ニューヨーク州税	率 4~6.85%	ニューヨーク州和	说率 4~ 8.97%

⁽注)表中の概算控除の数字は、夫婦共同申告者に係るもの。地方税は各州において税率が異なる他、更に市等においても所得税が課されている(例:2010年1月時 点において、ニューヨーク市では州税に加え、税率 2.55~3.2%の市所得税及び同税額の 14%の付加税が課されている)。

イギリス 所得税制の変遷

①税率構造の推移



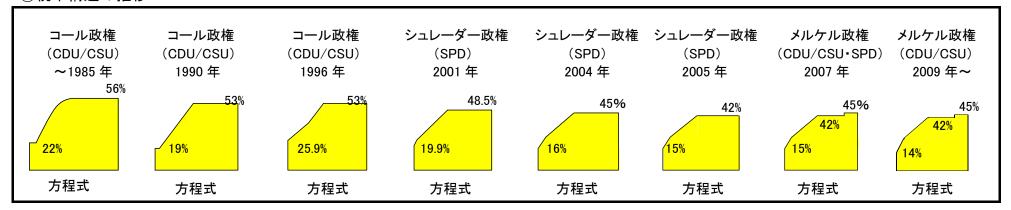
②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	1980 年度	1990 年度	2000 年度	2009 年度
課税方式	賦課課税	賦課課税	申告納税(1996 年度から)	申告納税
課税単位	原則 夫婦合算単位 (個人単位も選択可)(注 1)	個人単位	個人単位	個人単位
納税者に係る 控除等	既婚男性控除 (実質上の配偶者控除)	基礎控除 (3,005 ポンド)	基礎控除 (4,385 ポンド)	基礎控除 (6,475 ポンド)
配偶者に係る 控除等	(2,145 ポンド)	夫婦者控除(所得控除)(注 2) (1,720 ポンド)	就労世帯税額控除(注 3) (子どもを扶養する勤労世帯に 対する給付付き税額控除)	_
被扶養者に係 る控除等	_	_		_

- (注1) 所得税創設以来、夫婦は一つの課税単位として扱われ、税務上、妻の所得は夫の所得と見なされて課税されていた。1972 年度以降、夫婦の申請に基づき、 妻の勤労所得に限って、夫の所得から分離して所得税を賦課することが可能であった。
- (注2) 夫婦者控除は、既婚男性控除の廃止に伴い、夫婦者に導入されたもの。原則、最初に夫の所得から控除され、控除しきれない部分は妻の所得から控除することとされていた。2000 年度以降、原則廃止されているが、夫婦のいずれかが 1935 年 4 月 6 日より以前の生まれであり、制度廃止前に同制度の適用を受けていた場合は、現在でも引き続き適用を受けることができる。
- (注3) 就労世帯税額控除は、いわゆる給付付き税額控除。2003年及び2006年の改革により、現在の全額給付の就労税額控除に改組された。

ドイツ 所得税制の変遷

①税率構造の推移



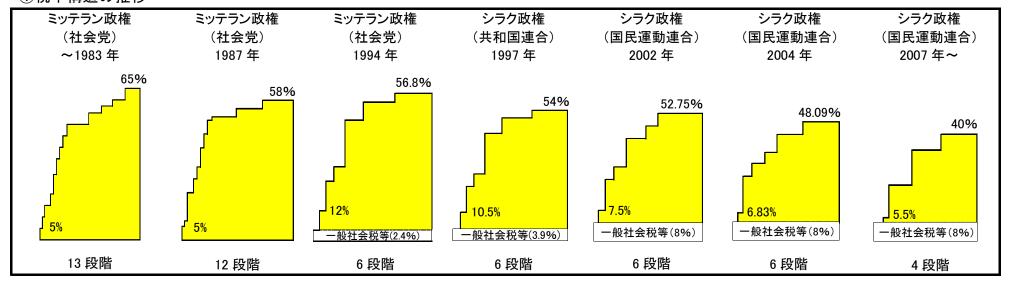
②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
課税方式	賦課課税	賦課課税	賦課課税	賦課課税
課税単位	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制
納税者に係る 控除等	税率不適用所得 (1,887 ユーロ*) 基礎控除(261 ユーロ*) 被用者控除 クリスマス控除 必要経費概算控除 特別支概算出控除 保険料控除	税率不適用所得 (2,871 ユーロ*) 被用者概算控除 (1,023 ユーロ*) 特別支出概算控除 (55 ユーロ*) 保険料控除	税率不適用所得 (6,902 ユーロ*) 被用者概算控除 (1,023 ユーロ*) 特別支出概算控除 (55 ユーロ*) 保険料控除	税率不適用所得 (8,004 ユーロ) 被用者概算控除 (920 ユーロ) 特別支出概算控除 (36 ユーロ) 保険料控除
配偶者に係る 控除等(注)	(税率不適用所得) (1,887 ユーロ*) (基礎控除)(261 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (2,871 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (6,902 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (8,004 ユーロ) (特別支出控除)
被扶養親族に 係る控除等	なし	児童控除*	児童手当・児童控除**	児童手当・児童控除**

- (備考)*1980年、1990年及び2000年の金額については、1ユーロ=1.95583マルクで換算。
 - **児童控除(所得控除)は、制度の簡素化等の目的で1975年に一旦廃止。その後、二分二乗方式を受けられない寡婦の税負担に対する考慮から1983年に再導入された。
 - ***1996 年以降、児童手当(給付)と児童控除(所得控除)のどちらか有利な方のみが適用される制度となっている。一般的に、中・低所得層には児童手当、高所得層には児童控除が適用される。
- (注1)夫婦単位課税(二分二乗方式)を選択する夫婦者の場合のみ適用可能。
- (注2)ドイツにおいては、上記の所得税のほかに、所得税額に対して定率(5.5%)で課される付加税がある。

フランス 所得税制の変遷

①税率構造の推移



(2)課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

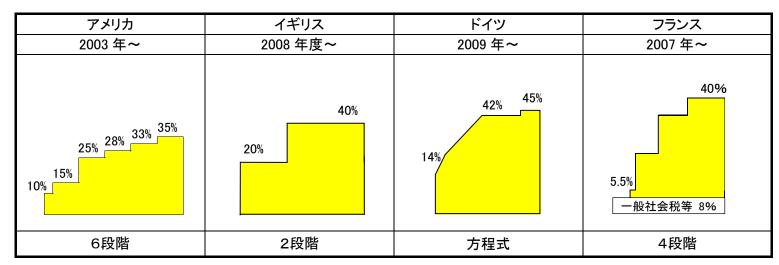
	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
課税方式	賦課課税	賦課課税	賦課課税	賦課課税
課税単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位
	(N 分 N 乗方式*)	(N 分 N 乗方式**)	(N 分 N 乗方式**)	(N分N乗方式**)
納税者に係る 控除等(注 1)	社会保険料控除 必要経費概算控除(10%) 給与所得控除(20%)*** 税率不適用所得 (15,850 フラン)(注 2)	社会保険料控除 必要経費概算控除(10%) 給与所得控除(20%)*** 税率不適用所得(34,000 フラン)	社会保険料控除 一般社会税控除 必要経費概算控除(10%)*** 給与所得控除(20%) 税率不適用所得(26,230 フラン)	社会保険料控除 一般社会税控除 必要経費概算控除(10%)*** 税率不適用所得(5,875 ユーロ) ※給与所得控除は 2007 年に廃止
配偶者に係る	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得
控除等	(15,850 フラン)	(34,000 フラン)	(26,230 フラン)	(5,875 ユーロ)
被扶養親族に	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得
係る控除等	(15,850 フラン)	(34,000 フラン)	(26,230 フラン)	(5,875 ユーロ)

- (備考) * 子どもの家族除数は、子ども一人あたり0.5 とされていた(1980 年まで)。
 - ** 子どもの家族除数は、第二子まで0.5、第三子以降1とされている(1981年から)。
 - *** 給与所得控除の額は、収入から必要経費概算控除までの各種控除を控除した後の金額に対して 20%となっている。
- (注 1)所得税の計算にあたっては、諸控除を記載した順番に収入から控除することとなっている。
- (注 2)税率不適用所得の金額は、家族除数(N) 1 あたりの金額である。

主要国の所得税の税率構造及び所得税に係る主な人的控除等

① 税率構造

(2010年1月現在)



② 課税方式・課税単位・主な人的控除等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	申告納税	申告納税	賦課課税	賦課課税
課税単位	個人単位又は夫婦単位の選択	個人単位	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)の選択制	世帯単位 (N分N乗方式(注5))
納税者に係る 控除等	概算控除 (注1) 11,400ド 人的控除 3,650ド	- 1 再機投資 64/5 末7人	税率不適用所得 8,004 ユーロ 被用者概算控除 920 ユーロ 特別支出概算控除 36 ユーロ 保険料控除	社会保険料控除 一般社会税控除 必要経費概算控除 (10%) 税率不適用所得(注7)5,875 ユーロ
配偶者に係る 控除等	人的控除 3,650ド	_	(税率不適用所得 8,004ユーロ) (特別支出概算控除 36ユーロ) (注2)	税率不適用所得 5,875 ユーロ
被扶養親族に 係る控除等	人的控除 3,650ド 児童税額控除 1,000ド	<u> </u>	児童手当・児童控除 (注3)	税率不適用所得 5,875 ユーロ

- (注1) アメリカの概算控除の金額は、夫婦共同申告者に係るもの。
- (注2) ドイツの配偶者に係る控除等は、夫婦単位課税(二分二乗方式)を選択する夫婦者の場合のみ適用可能。
- (注 3) ドイツにおいては、児童手当(給付)と児童控除(所得控除)のどちらか有利な方のみが適用される制度となっている。一般的に、中·低所得層には児童手当、高所得層には児童控除が適用される。
- (注4)ドイツにおいては、上記の所得税のほかに、所得税額に対して定率(5.5%)で課される付加税がある。
- (注 5) フランスにおける子どもの家族除数は、第二子まで 0.5、第三子以降 1 である。
- (注 6) フランスの所得税の計算にあたっては、諸控除を記載した順番に収入から控除することとなっている。
- (注7) フランスの税率不適用所得は、家族除数(N) 1 あたりの金額である。

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要(未定稿)

(2010年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位(二分二 乗)の選択	世帯単位(N分N乗)(注 6)
納税者本人に関 する控除 	基礎控除 38 万円	人的控除(注 1) 3,650 ドル [32 万円]	基礎控除 6,475 ポンド [96 万円]	なし (税率不適用所得) 8,004 ユーロ [106 万円]	なし (税率不適用所得) 5,875 ユーロ [78 万円]
配偶者に関する 控除	配偶者控除 38 万円	配偶者に対する人的控除 (注 1, 2) 3, 650 ドル [32 万円]	なし ・就労税額控除(注4) (配偶者を有する者 又は子を有する単身者(週 16 時間以上の労働等が条件)に対し最大1,860 ポンド [28 万円] の税額控除(給付))	なし ※二分二乗方式の適用	なし ※N分N乗方式の適用 —家族除数(N) ・単身者 1 ・夫婦者 2 ・夫婦子1人 2.5 ・夫婦子2人 3
親族等を扶養している場合の主な控除	扶養控除 (扶養親族 38 万円 特定扶養親族 63 万円 老人扶養親族 (70 歳以上) 48 万円 【改正案】(平成 23 年~) 16 歳以上の扶養親族 38 万円 特定扶養親族 38 万円 特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満) 63 万円 老人扶養親族 (70 歳以上) 48 万円	・被扶養者に対する人的控除 (注1)(被扶養者1人につき 3,650 ドル[32 万円]の所 得控除) ・児童税額控除(注3)(17歳 未満で一定の要件を満たす 被扶養児童1人につき 1,000 ドル[9 万円]の税額 控除)	なし ・児童税額控除(家族要素) (注 4) (16 歳未満及び一定の要件を満たす16歳以上の被扶養児童が1人以上いる場合、最大545ポンド[8万円]の税額控除(給付)、1歳未満の被扶養児童がいる場合、545ポンド[8万円]加算)	児童控除(18歳未満及び一定の要件を満たす18歳以上の児童 1人につき7,008ユーロ[93万円]の所得控除) ※児童控除と児童手当(児童1人につき2,208ユーロ[29万円])の有利な方を適用	以下扶養する子が1人 増すごとに1を加算する。 ※18歳以上21歳未満等の成 人した子に係る扶養費用については、1人につき5,753 ユーロ[76.5万円]を上限と して所得控除可。ただし、N 分N乗方式と同時に適用することはできない。

- (注1) 2009年までは所得に応じて減額措置があったが、2010年に当該減額措置は一旦廃止された。しかし、サンセット条項により2011年に復活する。
- (注 2) 夫婦共同申告を選択した場合は、本人と配偶者の 2 人分の人的控除を認める。また、夫婦個別申告を選択した場合は、配偶者に所得がなく、かつ配偶者が被扶養者としての扱いを受けていない場合に限り、配偶者に対する人的控除を認める。
- (注 3)所得に応じて減額措置がある(例えば夫婦共同申告の場合、調整総所得が 110,000 ドル [979 万円] を超える者は、超過部分 1,000 ドル [9 万円] につき 50 ドル [0.4 万円] ずつ減額される)。
- (注 4) 所得に応じて減額措置がある。なお、児童税額控除は、家族要素の他に低中所得者については児童要素(16 歳未満及び一定の要件を満たす 16 歳以上の被扶養児童 1 人につき最大 2, 235 ポンド [33 万円] の税額控除(給付))がある。(例えば就労税額控除と児童税額控除の両制度の適用を受ける場合、前年度の所得が 6, 420 ポンド [95 万円] を超えると、まず就労税額控除の額が減額され、就労税額控除の消失後は児童税額控除(児童要素)の額が減額され、所得が約 29,500 ポンド [437 万円] で消滅する。また、所得が 50,000 ポンド [740 万円] を超える者は、児童税額控除(家族要素)の額が減額される)。
- (備考) 邦貨換算レートは、1 ドル=89 円、1 ポンド=148 円、1 ユーロ=133 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成 21 年(2009 年) 11 月中における実勢相場の平均値)。

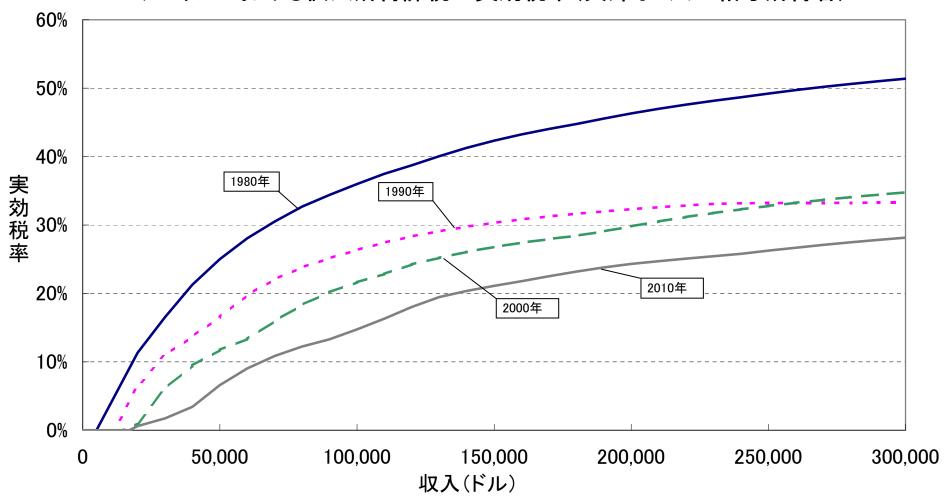
主要国の所得税等の最高税率について(未定稿)

(2010年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40%	35% (注1)	40% (注2)	45% (注3)	40%
住民税等	10%	12. 6%		2. 48% (注3)	8% (注4)
所得税+ 住民税等	50%	47. 6%	40%	47. 48%	48%
所得税の ブラケット数	6	6	2	— (注3)	4

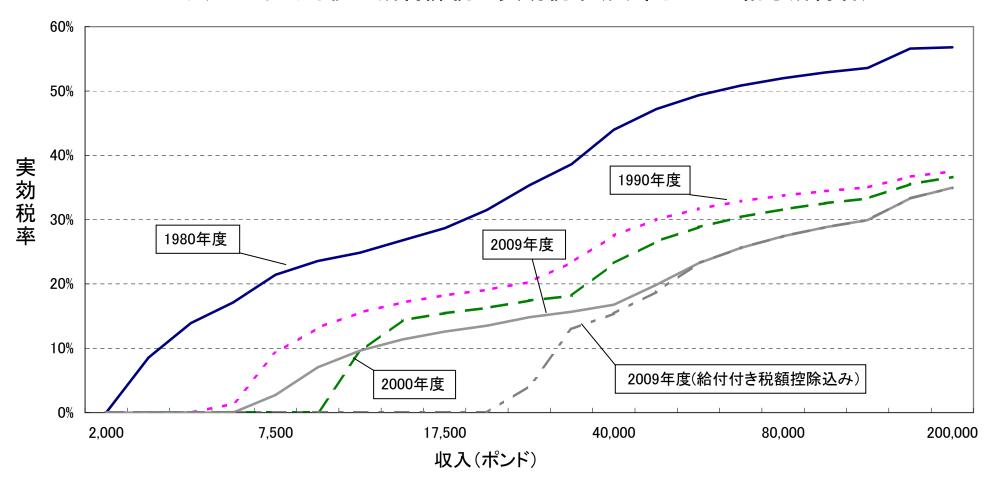
- (注1)アメリカの地方所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の所得税率の合計値。<u>また、2010年2月に公表された大統領予算教書において、</u> 所得税の最高税率の引き上げ(35%→39.6%)が提案されている。
- (注2) イギリスには地方所得税はない。<u>また、2009 年 12 月に公表されたプレ・バジェット・レポートにおいて、所得税の最高税率の引き上げ(40%→</u>50%)等が提案されている。
- (注3)ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の 5.5%(所得税の最高税率 45%が適用される場合、課税所得の 2.48%))が課されている。なお、ドイツでは原則、限界税率が連続的に変化するため、税率ブラケットは存在しない。
- (注4) フランスには地方所得税はないが、社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。

アメリカにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)

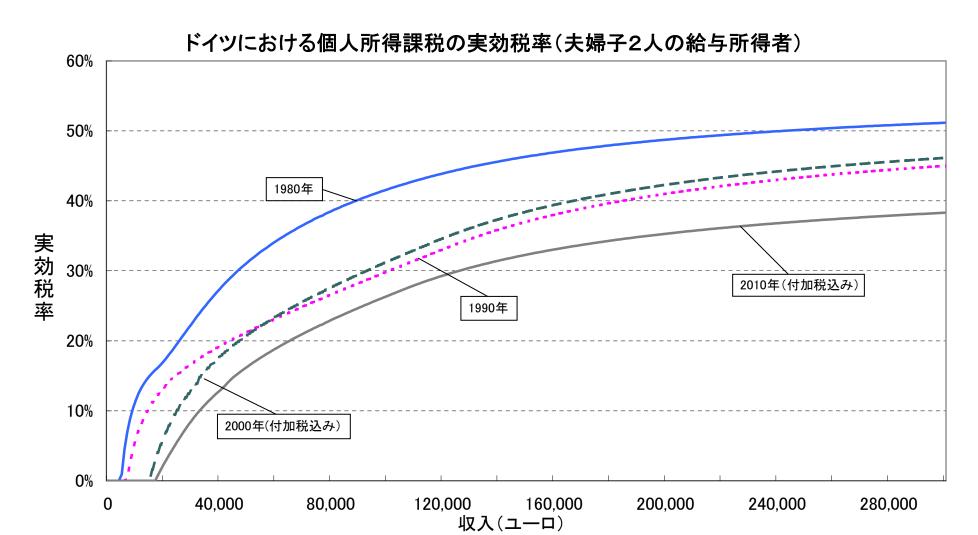


(注1)2000年以降は児童税額控除の導入により、子のうち一人が児童税額控除を受けるものとして計算している。 (注2)地方税としてニューヨーク州所得税を考慮している。

イギリスにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)

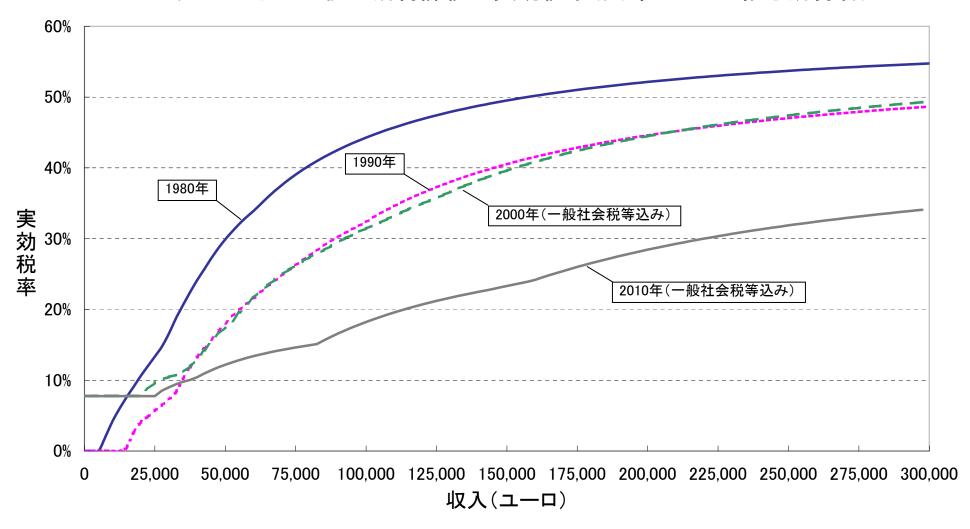


- (注1)2000年度の実効税率については、子どもを扶養する勤労世帯に対する就労世帯税額控除(いわゆる給付付き税額控除)を考慮して計算している。ただし、 控除できずに給付される金額は考慮していない。
- (注2)2009年度の実効税率については、就労税額控除及び児童税額控除は、算出税額から控除されるものではなく、別途、全額が給付されるもの(いわゆる全額給付の給付付き税額控除)であることから、所得税の実効税率として、給与収入に対する実際の納付税額の割合を国際比較する際には、これらを考慮せずに計算している。



- (注1)各年の実効税率の算出にあたっては、保険料控除を考慮していない。
- (注2)ドイツの児童控除(税法上の措置)は、1996年以降は児童手当(給付)との選択適用制であることから、比較の観点から各年の実効税率の算出にあたっては、考慮していない。
- (注3)ドイツにおいては、所得税額に対して定率(5.5%)で課される付加税があり、2000年及び2010年の実効税率の計算にあたってはそれを 考慮している。
- (備考)1ユーロ=1.95583マルクで換算。

フランスにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)

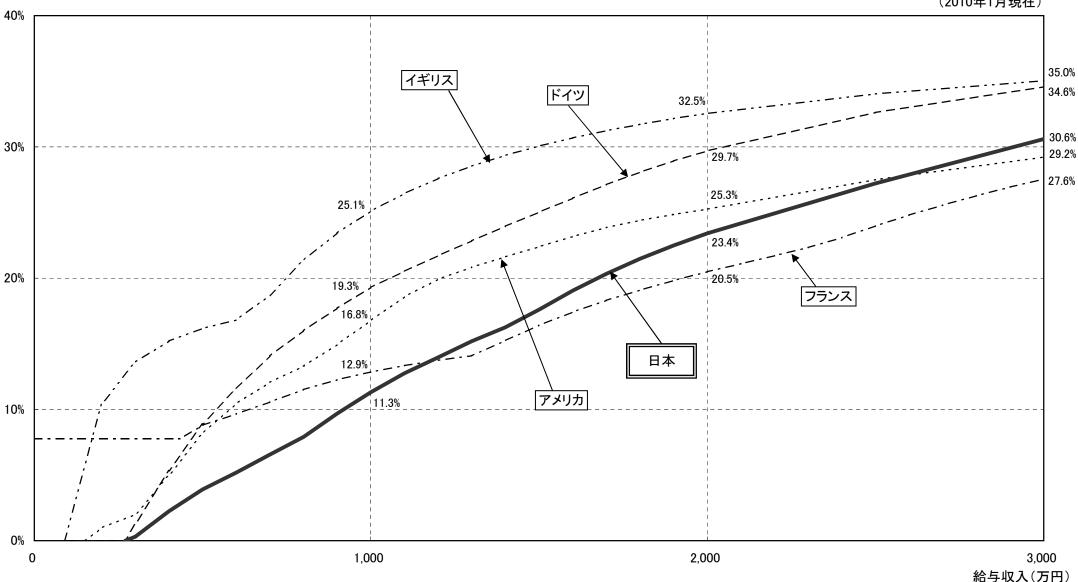


- (注1)各年の実効税率の算出にあたっては、保険料控除の額を考慮していない。
- (注2)フランスにおいては、収入に対し定率で課される一般社会税(給与収入に係る税率:1991年導入時1.1%、1998年以降7.5%)及び社会保障債務返済税(1996年導入以降0.5%)があり、2000年及び2010年の実効税率の計算にあたってはそれらを考慮している。
- (注3)2010年については、2001年に導入された雇用のための手当(いわゆる給付付き税額控除)を考慮して計算している。ただし、控除しきれずに 給付される金額は考慮していない。

(備考) 1ユーロ=6.55957フランで換算。

未定稿

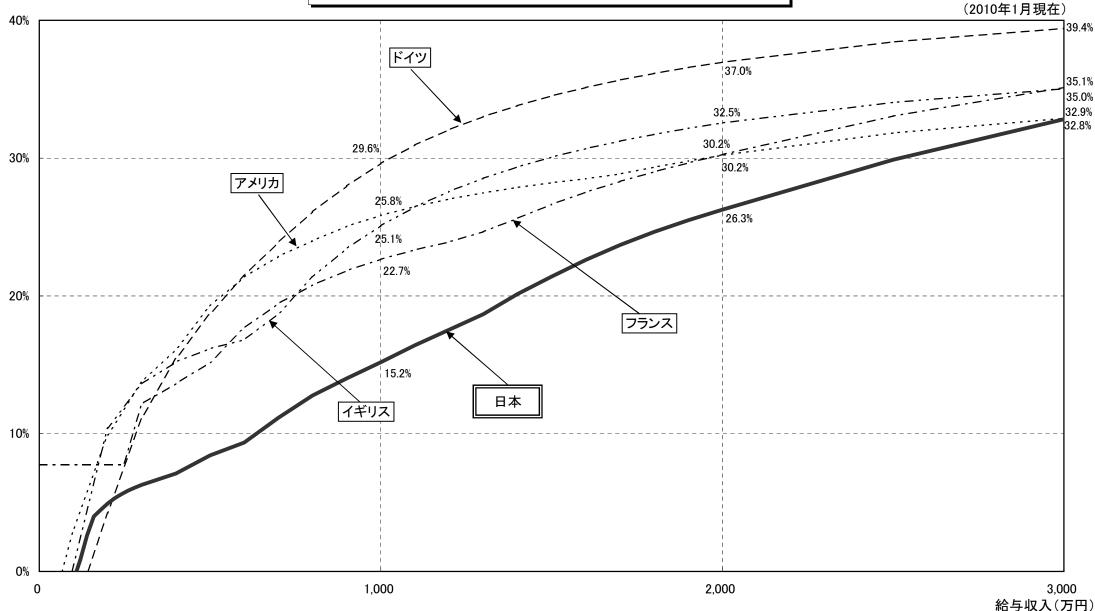




- (備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較 する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて逓減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1.000万円、2.000万円及び3.000万円の場合、所得税の実効税率 は上記と変わらない。
- (注)1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 - 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 - 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 - 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 - 5. 邦貨換算レート: 1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。
 - 6. 表中の数値は、給与収入 1.000万円、2.000万円及び3.000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

未定格



- (備考) イギリスの就労税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて逓減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、所得税の実効税率は上記と変わらない。
- (注)1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 - 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 - 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 - 4. 邦貨換算レート: 1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。
 - 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

アメリカの金融所得に対する課税の変遷

	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
利子課税	総合課税 (14%~70%) + 州·地方政府税	総合課税 (15%、28%) + 州·地方政府税	総合課税 (15%~39.6%) + 州·地方政府税	総合課税 (10%~35%) + 州·地方政府税
配当課税	総合課税 (14%~70%) + 州·地方政府税	総合課税 (15%、28%) + 州·地方政府税	総合課税 (15%~39.6%) + 州·地方政府税	段階的課税(連邦税) (2 段階 0%·15%) + 総合課税(州·地方政府税)
法人税との調整	調整規定なし	調整規定なし	調整規定なし	調整規定なし
株式等譲渡益課税	総合課税 (14%~70%) + 州・地方政府税 ※ 12月超保有の場合は60%の 所得控除あり	総合課税 (15%、28%) + 州·地方政府税	段階的課税(連邦税) (原則 2 段階 10%・20%) + 総合課税(州・地方政府税) ※ 12 月以下保有の場合、 15~39.6%+州・地方政府税	段階的課税(連邦税) (2 段階 0%·15%) + 総合課税(州・地方政府税) ※ 12 月以下保有の場合、 10~35%+州・地方政府税

⁽注) 段階的課税では、例えば 2010 年の場合、給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタルゲインのうち、34,000 ドル(約 306 万円) 以下のブラケットに対応する部分には 0%、34,000 ドル超のブラケットに対応する部分には 15%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、この措置は、2010 年までの時限措置であり、2011 年からは、配当は通常の総合課税、長期キャピタルゲインについては原則 10、20%の段階的課税となる予定。

イギリスの金融所得に対する課税の変遷

	1980 年度	1990 年度	2000 年度	2009 年度
利子課税	総合課税	総合課税	段階的課税*	段階的課税*
	(30%~60%)	(25%、40%)	(3 段階 10%·20%·40%)	(3 段階 10%·20%·40%)
配当課税	総合課税	総合課税	段階的課税*	段階的課税
	(30%~60%)	(25%、40%)	(2 段階 10%·32.5%)	(2 段階 10%·32.5%)
法人税との調整	部分的インピュテーション	部分的インピュテーション	部分的インピュテーション	部分的インピュテーション
	(注)	(注)	(注)	(注)

⁽注) 部分的インピュテーションとは、個人の受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の一部に相当する金額を個人の所得に加算し(グロス·アップ)、算出された税額から加算した金額を控除する方式。

(参考) キャピタル・ゲイン課税

株式等譲渡益課税	分離課税 (30%) ※非課税枠;3,000 ポンド	総合課税 (25%、40%) (※総合課税化は 1988 年度) ※非課税枠;5,000 ポンド	段階的課税* (3 段階 10%·20%·40%) ※非課税枠;7, 200 ポンド	分離課税 (18%) (分離課税化は 2008 年度) ※非課税枠; 10, 100 ポンド
----------	----------------------------------	---	--	---

^{*} 段階的課税では、例えば 2009 年の場合、給与所得等、利子所得、配当所の順に所得を積み上げて、利子所得のうち 2,440 ポンド以下のブラケット に対応する部分には 10%、2,440 ポンド超 37,400 ポンド以下の部分には 20%、37,400 ポンド超の部分には 40%の税率が適用され、配当所得のうち 37,400 ポンド以下の部分には 10%、37,400 ポンド超の部分には 32.5%の税率が適用される。

ドイツの金融所得に対する課税の変遷

	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
利子課税	総合課税 (22%~56%)	総合課税 (19%~53%)	総合課税 (22.9%~51%)	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>
配当課税	総合課税 (22%~56%)	総合課税 (19%~53%)	総合課税 (22.9%~51%)	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>
法人税との調整	完全インピュテーション方式 (注)	完全インピュテーション方式 (注)	完全インピュテーション方式 (注)	調整規定なし***
株式等譲渡益課税	原則非課税*	原則非課税*	原則非課税*	分離課税(申告不要) ※総合課税も選択可** <u>26.375%</u>

⁽備考)* 短期株式等譲渡益については総合課税により課税。

- ** 総合課税の適用税率が25%以下となる場合、総合課税の適用税率が適用される。
- *** 2009 年以降は調整規定なし。2002 年から 2008 年まで、配当所得一部控除方式(受取配当の一定割合を課税所得に算入)を採用していた。
- (注)完全インピュテーション方式とは、個人の受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額に相当する金額を個人の所得に加算(グロス·アップ)し、 算出された税額から加算した金額を控除する方式。

フランスの金融所得に対する課税の変遷

	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
利 子 課 税	総合課税と源泉分離課税の選択 (源泉分離課税) <u>25%</u> 所得税:25% 又は (総合課税) <u>5%~60%</u> 所得税:5%~60%	総合課税と源泉分離課税の選択 (源泉分離課税)17% 所得税:15% 補充税:1% 社会分担金:1% 又は (総合課税)5%~56.8% 所得税:5%~56.8%	総合課税と源泉分離課税の選択 (源泉分離課税)25% 所得税:15% 社会保障関連諸税:10% 又は (総合課税)20.5%~64% 所得税:10.5%~54% 社会保障関連諸税:10%	源泉分離課税と総合課税との選択 (源泉分離課税)30.1% 所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1% 又は (総合課税)17.6%~52.1% 所得税:5.5%~40% 社会保障関連諸税:12.1%
配当課税	総合課税 所得税:5%~60%	総合課税 所得税:5%~56.8%	総合課税 20.5%~64% 所得税:10.5%~54% 社会保障関連諸税:10%	源泉分離課税と総合課税との選択 (源泉分離課税)30.1% 所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1% 又は (総合課税)17.6%~52.1% 所得税:5.5%~40% 社会保障関連諸税:12.1%
法人税との調整	完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその 1/2 を課税所得に 算入し、受取配当額の 1/2 を算出税額 から控除	完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその 1/2 を課税所得に 算入し、受取配当額の 1/2 を算出税額 から控除	完全調整【インピュテーション方式】 受取配当額とその 1/2 を課税所得に 算入し、受取配当額の 1/2 を算出税額 から控除	(総合課税選択の場合) 配当所得一部控除方式 ※ 受取配当の40%を課税所得から控除
株式等譲渡益課税	①常時行われる市場取引の場合 譲渡益が他の課税所得の総額を超え る場合:5%~60%の総合課税 上記以外の場合:30%の分離課税(総 合課税の選択も可) ②その他の場合 15%の分離課税	申告分離課税 <u>16%</u> 所得税:16%	申告分離課税 <u>26%</u> 所得税:16% 社会保障関連諸税:10%	申告分離課税 30.1% 所得税:18% 社会保障関連諸税:12.1%